

住民と議会をつなぐ

議会だより

2022年
第54号



もちぎびの収穫時期になりました。

目次

- 予算決算（歳入・歳出）…………… 2～3
- 議決結果賛否一覧表…………… 4
- 一般質問(3月)…………… 5～16

令和4年

発行:栗国村議会
編集:議会広報調査特別委員会
〒901-3792
沖縄県島尻郡栗国村字東367番地
電話(098) 988-2222
FAX(098) 988-2281



令和4年度
第2回
3月定例会
予算

令和4年度
一般会計予算

令和4年度
特別会計予算

19億1,606万5千円を可決

6億7,262万7千円を可決

3月定例会は、3月8日から10日(3日間)の会期で開かれ、初日に村長から令和4年度の施政方針演説がありました。今定例会では、新年度当初予算のほか令和3年度補正予算等 件が提出され、原案のとおり可決されました。

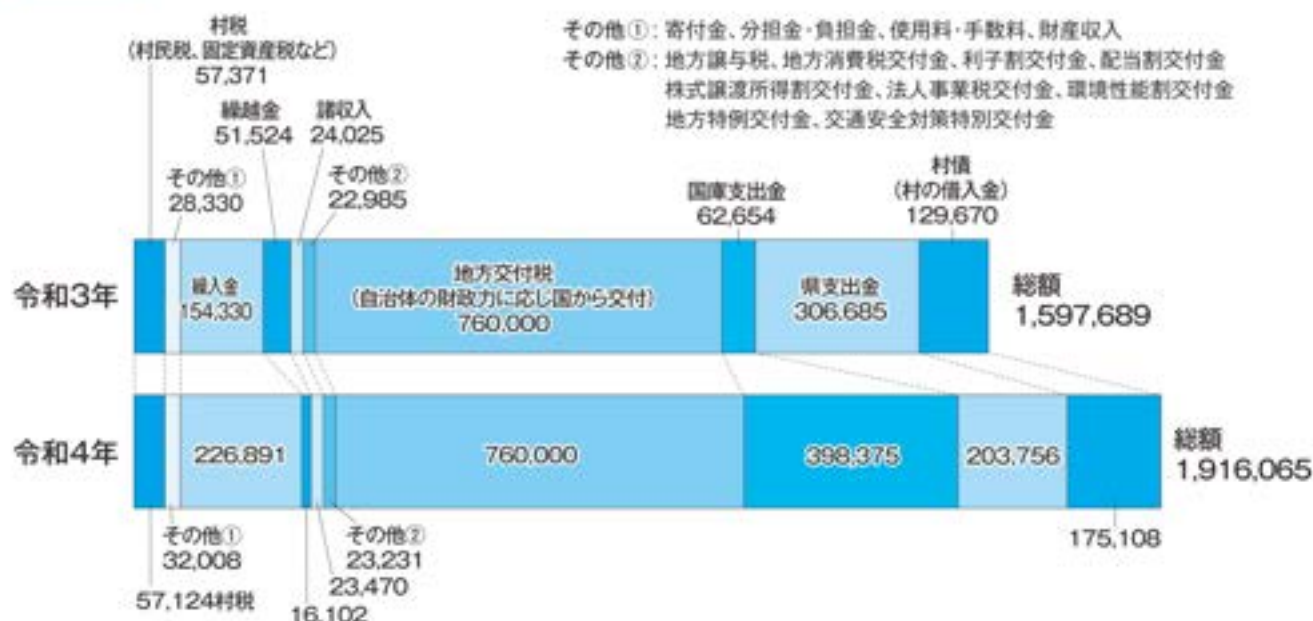
令和4年度の主な事業

新規事業は、粟国村製糖工場宿舍整備工事455,113

千円、橋梁等長寿命化点検2,728千円、公営住宅ストック総合改善事業14,182千円、幼小中学校消防設備修繕1,557千円、教員住宅基本、実施設計14,000千円などがあります。前年度に引き続き一括交付金を活用した事業や、直営で運営しているとび吉、植物コンテナ、オートキャンプ場など、また補助事業を活用した地域公共交通、子どもの居場所などが継続されます。

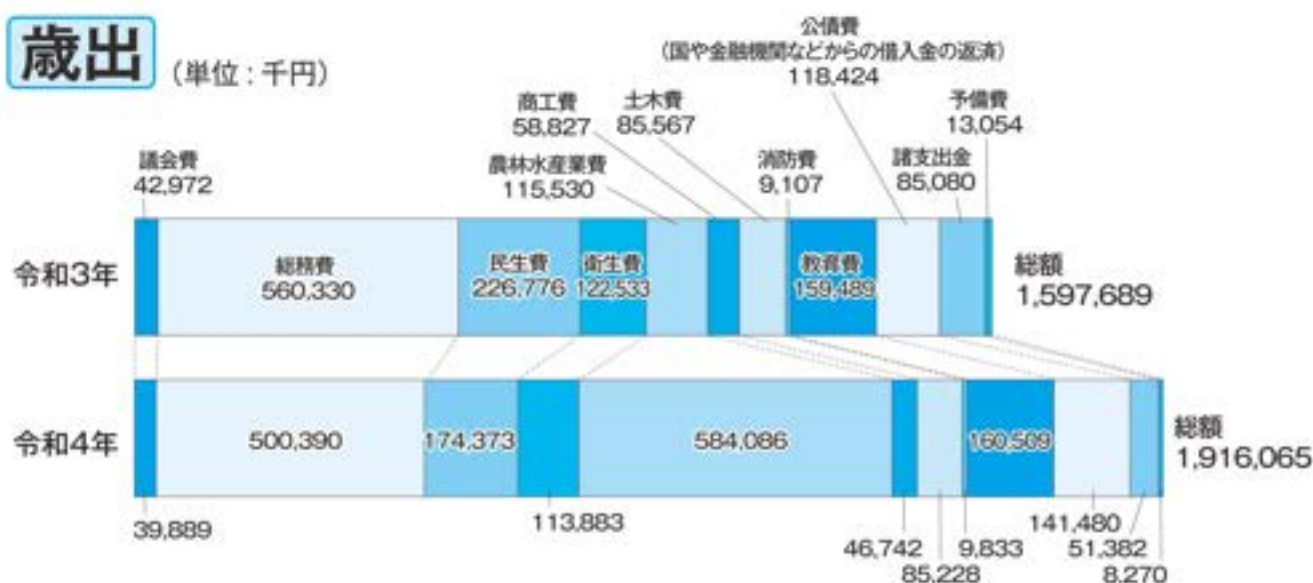
歳入

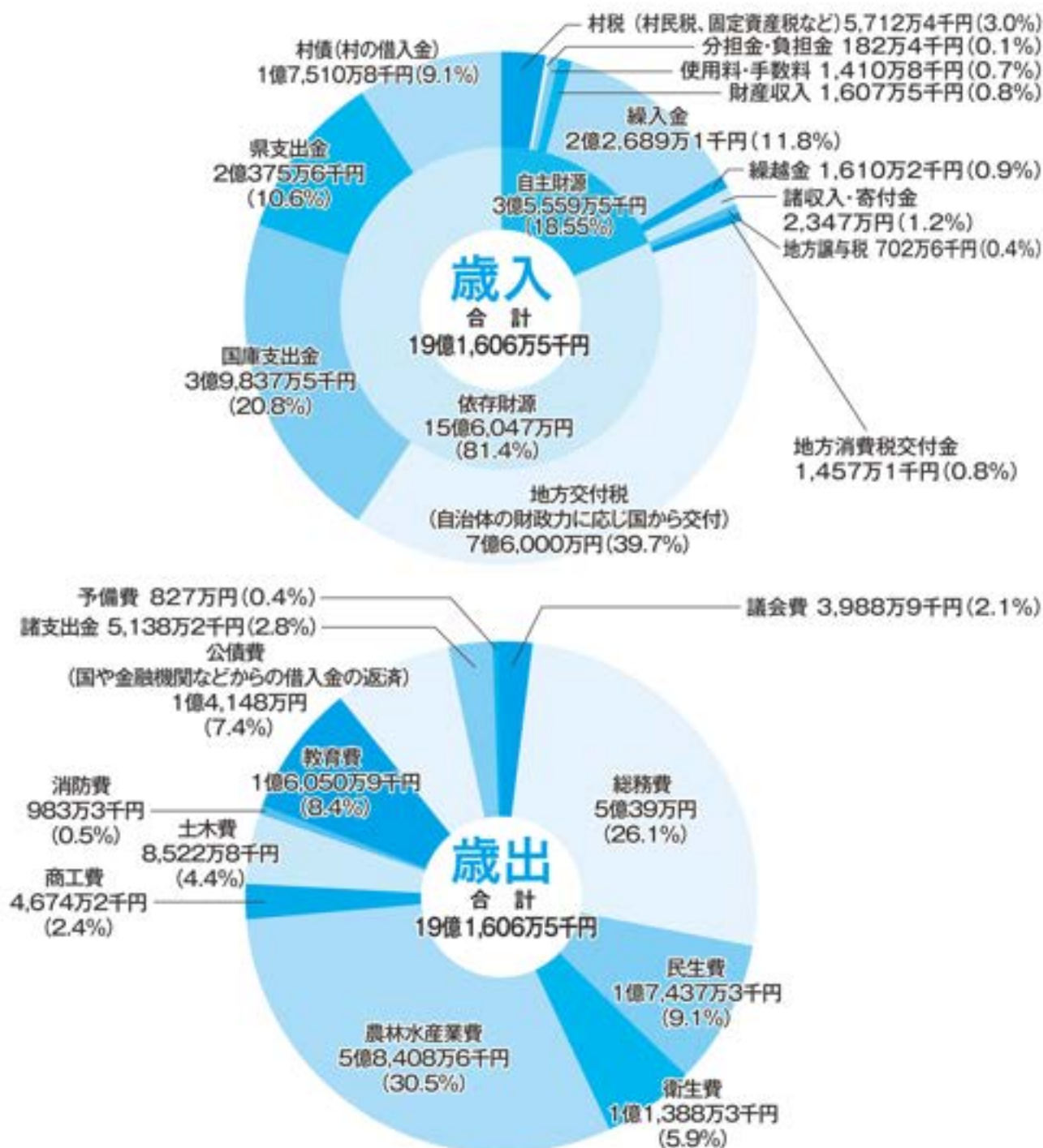
(単位：千円)



歳出

(単位：千円)





令和4年度特別会計歳入歳出予算

(単位：千円、%)

会 計	令和4年度	令和3年度	前年度比較	
			増減額	増減率
国民健康保険特別会計	88,352	86,496	1,856	2.1%
航路事業特別会計	327,914	324,635	3,279	1.0%
簡易水道事業特別会計	191,407	38,332	153,075	399.3%
農業集落排水事業特別会計	29,312	22,007	7,305	33.1%
村民牧場事業特別会計	27,688	33,276	△5,588	△16.7%
後期高齢者医療特別会計	7,954	8,466	△512	△6.0%
特別会計合計	672,627	513,212	159,415	31.0%



議案第12号 令和4年度一般会計予算についての主な質疑

質疑時間は、約5時間。質疑回数は、赤嶺議員2回、小橋川議員17回、与那城議員10回、城間議員15回、上江洲議員7回となっています。

Q 質問 税徴収対策について説明してください。

A 答弁 何度も催告し、分納や相談に応じない場合は、手続きを踏まえて差し押さえを行う。差し押さえる財産などない場合は滞納処分の執行停止を行うなど相談をして進めている。

Q 質問 沖縄県製糖業体制強化対策事業について説明してください。

A 答弁 工事の実施設計費1863万1109円、工事監理費673万2132円、工事請負費4億1626万5000円、鉄骨造3階建て延べ面積931.38平米、個室50名規模。

Q 質問 地産地消推進事業のヤギ肉販売について説明してください。

A 答弁 ヤギの出荷運搬費11万4000円、解体料1匹1万で30頭の予定。運搬委託料1回3万5650円の10回分で35万7000円、車両レンタル料、清掃代、賃金を含む。ヤギの購入費1頭5万円の30頭分で150万円。ヤギの買取については不公平にならないよう今後広報して周知する。

Q 質問 教員宿舎について説明してください。

A 答弁 南東寮の南側を7筆1367平米購入予定のところに2階建て9戸うち家族用60平米4戸、単身用5戸を建設予定。

令和4年 第2回 栗国村議会定例会において議決した議案

会期：令和4年3月8日から3月10日までの3日間

議案	件名	結果	結果日付	小橋川 聡	赤嶺 真知子	太田 晃	与那城 義幸	城間 成弘	上江洲 智章	山城 雅雄
1 議案第4号	栗国村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決	3月9日	○	○	○	○	○	○	
2 議案第5号	栗国村航路事業条例の一部を改正する条例について	可決	3月9日	○	○	○	○	○	○	
3 議案第6号	令和3年度栗国村一般会計補正予算（第7号）について	可決	3月9日	○	○	○	○	○	○	
4 議案第7号	令和3年度栗国村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	可決	3月9日	○	○	○	○	○	○	
5 議案第8号	令和3年度栗国村航路事業特別会計補正予算（第4号）について	可決	3月9日	○	○	○	○	○	○	
6 議案第9号	令和3年度栗国村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について	可決	3月9日	○	○	○	○	○	○	
7 議案第10号	令和3年度栗国村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	可決	3月9日	○	○	○	○	○	○	
8 議案第11号	令和3年度栗国村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	可決	3月9日	○	○	○	○	○	○	
9 議案第12号	令和4年度栗国村一般会計予算について	可決	3月10日	○	○	○	○	○	○	
10 議案第13号	令和4年度栗国村国民健康保険特別会計予算について	可決	3月10日	○	○	○	○	○	○	
11 議案第14号	令和4年度栗国村航路事業特別会計予算について	可決	3月10日	○	○	○	○	○	○	
12 議案第15号	令和4年度栗国村簡易水道事業特別会計予算について	可決	3月10日	○	○	○	○	○	○	
13 議案第16号	令和4年度栗国村農業集落排水事業特別会計予算について	可決	3月10日	○	○	○	○	○	○	
14 議案第17号	令和4年度栗国村民牧場事業特別会計予算について	可決	3月10日	○	○	○	○	○	○	
15 議案第18号	令和4年度栗国村後期高齢者医療特別会計予算について	可決	3月10日	○	○	○	○	○	○	
16 発議第3号	栗国村議会会議規則の一部を改正する規則について	可決	3月10日	○	○	○	○	○	○	
17	選挙管理委員会委員の選挙	推選 可決	3月10日	○	○	○	○	○	○	

議案賛成者は「○」、反対者は「×」とします。退席者は「退」、欠席者は「欠」、除斥者は「除」とします。

※議長は採決に加わりません。（可否同数の場合を除く）

令和4年3月定例会



小橋川 聡 議員

第4次栗国村総合計画について

質問

①12月定例会にて全課を挙げて総合計画を改めて見直し、令和4年度はしっかりと事業化していただきたいと要望したが、総合計画に沿った新たな事業計画について伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

令和4年度の新規事業計画について、総務課の計画はありません。民生課について、総合計画では、健康づくりや生

農地費において旅費を増額し地権者交渉の進展を急ぎます。

船泊課について、総合計画の島内外交通体系の充実に沿って施策を進めていく予定です。

教育委員会について、総合計画の確かな学力の定着として、教師用のGIGA用タブレットを全員分を配布します。安全・安心な教育施設の整備として、教員住宅建設の実施設計を実施し、教育施設の安全性向上として、有資格者による学校の建物の点検を行います。

質問

経済課について、総合計画では、基本構想の施策、農業振興業の振興における畜産業の振興で具体的な施策には入れていませんが、一括交付金を活用した優良母牛導入事業の再開を申請中です。また、具体的な施策として挙げている村民協働事業の推進で、農地の問題解消のため農業委員会や

12月定例会で全課に総合計画を改めて見直してぜひ予算化してほしいと要望しましたが、先ほどの回答ではないということとです。まず村長の施政方針の中で、すべての村

民に公平で、行政の温かい光が皆さんと降り注ぐ情のある村政の実現を目指しますと、すべての職員が村民を愛する愛民精神で行うと言っています。令和4年度に向けた住民サービスについて、全職員を集めて会議または、各課で会議を行ったのか伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

毎週1回月曜日3時半から合同会議という形で私と副村長を交えて各課長は会議をもっています。そして月初め毎月1回、職員の皆さんを集めて愛民の精神にまつわる話が多いと思いますが、訓示という形でお願ひしているところです。

質問

それでしたら毎月1回こういう会議を行ってい

るのでしたら、職員の中からは令和4年に向け、どのような意見があがっていますか。

A 答弁 高良修一 村長

特段なかったようです。

質問

月1回全体会議で職員からも意見を聴取して、愛民の精神で意見を活かしていただきたい。

A 答弁 高良修一 村長

週1回の合同会議と呼んではいますが、合同会議の中では総合計画を手にして新たに愛民の精神をもって、この計画を実現するよう頑張りたいと考えています。大変貴重なご意見ありがとうございます。



令和4年度サトウキビ増産計画について

Q 質問

①製糖工場宿舍建設を進めると同時に、サトウキビの増産についても具体的な農家支援策が必須となると思います。令和4年度の具体的な支援策について伺いたい。

②トラクター購入補助、格納庫設備について伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

令和4年度の当初において例年どおり優良種苗安定確保事業やサトウキビ生産組合への補助等の予算を組んでいるところです。

村ではトラクター購入補助や格納庫の設備についての補助金は現在ありません。既存の農業振興資金の活用をお願い致します。

ます。また農業者が農業用補助金が得やすくなるために担い手、認定農業者の育成に努めます。

Q 質問

製糖工場宿舍を建設します。また、農家も減少し、高齢化の中で農家支援、例えばハーベスター使用料への補助など、また県や国へ要望等も行っている。格納庫についても他島は補助金を活用しています。また旧製糖工場は海岸の漂着物が置かれています。そこを利用させてもよいのではないのでしょうか。

A 答弁 高良修一村長

市町村からお願いして補助ということができることもありますが、要望してまいりたいと思います。

A 答弁 新里親房 経済課長

旧製糖工場に漂着ゴミを仮置きしていますが、相談して有効活用ができるよう取り組みます。

畜産増頭計画について

Q 質問

①牛舎建設について毎年要望しているが、進捗状況について伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

牛舎建設については県の一括交付金事業で離島型牛舎メニューが過去にありました。しかしながら、土地の確保などで調整に時間を要し、事業選択の決定に至らなかった経緯があります。現在沖繩県ではそのメニューがないため村として沖繩振興特別推進交付金（一括交付金）の活用が可能か今後検討します。

Q 質問

牛舎建設については是非やっていただきたいと何回が質問しています。一括交付金で仔牛導入を行うということですが、条件は牛舎です。やる気はあっても牛舎がないためにできない農家がたくさんいます。離島活性化事業で1割の村負担は必ず賃貸料で賄えます。村長は施政方針で第一次産業が大事だといっていますから、牛が高騰しているときに、早くやる気のある農家を育て、人材育成をしないと安くなつてからでは誰もしません。

A 答弁 高良修一村長

牛舎団地みたいな考え方だと思えますが、可能かどうか確認したいと思います。

村営住宅について

Q 質問

①共益費とはどのような費用であるのか、また家賃と一緒に徴収できないのか伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

共益費とは、賃貸の集合住宅等、いわゆる村営住宅で家賃とは別に毎月支払うもので、借家人が共同で使用したり、利用する設備や施設の運営および維持するために要する費用となっています。具体的には、共用部分の電気料の支払い、照明器具の取り換えなどがあたります。現在共益費が確定している、果樹団地と



与那城 義幸 議員

東第4団地は役場が徴収し、西第1団地や浜第2団地は居住者がとりまとめ支払っている状況で、入居する団地によって違いが生じていますので、是正します。

Q 質問

なぜ共益費を取っている所と取っていない所が発生しているのか。その説明をして下さい。

A 答弁 新里親房

経済課長

共有部分等については、自治体が徴収せず住民側に請求させるということだったと思いますが、それは是正したいと思っています。

Q 質問

ぜひ是正して皆統一して家賃と一緒に共益費を回収してください。

また果飼団地建物周辺が草で生い茂っていますが管理はどこが行うのか。

A 答弁 新里親房

経済課長

敷地の管理は村です。果飼団地については役場で清掃作業を行っていましたが、他の団地では行っていないため、不公平になるということから住民の方に説明して、やっていただくようお願いするつもりです。

Q 質問

住んでいる方で草刈りをするということですが、半年間も草が生い茂った状況ですが、なぜ、指導しないのか。また、住んでいる方もいろいろ都合もあると思います。共益費を値上げして役場の方で管理する

ということを検討してはどうですか。

A 答弁 新里親房

経済課長

早急にお願する機会を設定したいと思っています。美化作業については役場で金額を設定して、今の共益費に上乗せしていくか、居住者と相談して検討します。

栗国村人材育成について

①コロナ禍の中、国際交流事業を活用できなかった子どもたちや高校、大学等に進学した際、交流事業や就学支援補助などの拡充が必要だと思われるが、より充実した人材育成の施策について今後どのように推進するのか伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

次に、栗国村の人材育成についてですが、国際交流事業についてですが、高校在学の際に各高校によって短期留学制度があるという聞いていますが、この事業は個人負担金を伴っているようですので、この個人負担分は補助等につきましましては、県内市町村での負担での状況を調べた上で検討させていただきたいと思っています。

次に、高校への支援制度についてですが、現在国と県の補助金制度を活用してアパート代、寮費、島との往復渡航代で年間24万円を上限に支給しているところであります。又、村単独事業で両親のうち一人が月1回フェリーで渡航する場合に、高校生の見守り事業と申しますか、「高校

在学支援補助金」で支援しているところです。大學生については、国や県の補助金はありませんが、高校生とともに栗国村育英会の奨学金を活用して頂ければと思います。これは無利子の貸付金です。

Q 質問

まず栗国国際性豊かな人材の育成のため平成27年度から一括交付金を利用して国際交流事業が始まり、これまで多くの子どもたちが利用しています。又無料の学習事業が始まりこれらの事業のお陰で高校や大学、専門学校などへ進学して勉強に励んでいる子どもたちが多くいます。ここ2、3年はコロナ禍の中そのような機会に恵まれない子どもたちのためにこれ



※質問・答弁は要約して掲載しています。

までと同じ事業内容でなく、創意工夫が必要ではないかと思えます。私が提案したいのは高校へもホームステイの補助を行う、又は本島で英語合宿など海外に行けない子どもでもさまざまな機会を提供したらどうかと思えます。この2、3年ホームステイに行けない子どもが出てきています。いろんな視野を広げるために、高校でもホームステイの補助を検討してはどうかという私の考えです。答弁して下さい。

A 答弁 高良修一村長

国際交流事業はすべてのいわゆるホームステイ、その制度はすべての高校にあるとは限りませんので、個人負担の補助について担当課の方と教育委員会の方で、

県内市町村での負担状況を調べてみて検討させて頂き、私としては、ぜひ積極的にという考えはもっています。中学校で外国に行くのと、高校で外国に行くのと、それは思いが違うと思います。予算が許すなら積極的に支援したいと考えています。

Q 質問

グローバルな時代に対応できる国際性豊かな人材を育成し異文化体験する機会を与え、将来の本村及び地域社会へ貢献できる人材の育成になると思えますので、ぜひ検討して頂きたいと思えます。本島に中学生が夏季、冬季合宿に参加して受験勉強する際にかかる個人負担の費用が約5万か6万です。そういったのも子ど

もたちの良い刺激になり向上心を持つことができる良い事業だと思えますので、これを児童生徒派遣事業などで活用できないか伺います。

A 答弁 又吉盛泰 教育総務課長

一括交付金事業でするので、調べてから回答したいと思えます。

Q 質問

私が聞いた話では、いろんな離島からも参加しており、補助的なものがあるというのを聞きましたので、検討して頂きたいと思えます。コロナ禍の中、進学などを躊躇する家庭や子どもたちにも粟国村の育英資金は、利子がないということでしたら、活用させて、村民に周知し、又は授業料の一部補助を

行えるようにするなど検討する必要があると思えますので、その辺もぜひ検討して頂きたいと思えます。高校、大学、専門学校に行っても二重生活です。今は、専門学校、大学まで行く子どもたちがたくさんいます。ぜひ県の方に打診して専門学校、大学までぜひやって頂きたいと、強く要請してほしいと思えます。子供たちに広い世界を見せ、しっかりと勉強してそして願わくばこの島に帰って来て地域を引っ張ってほしいという役割を担ってほしいと、私は思っています。ぜひ一括交付金を年度途中でも変更可能だと思えます。今の保護者の意見、要望、卒業生の保護者にも意見を聴取し是非6月までにしっかり改善し、充実した事

業計画にしていきたいと思います。

ハブ対策について

①昨年度からハブ対策事業を実施しているが、事業内容と成果について伺いたい。また今後新たな事業内容があるのか伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

ハブ対策について、現在作業員として会計年度職員を2名配置してまいして、捕獲器の設置、回収やハブを捕獲器へ誘き寄せるハツカネズミの飼育を行っており、通算86匹を捕獲しております。今後の取り組みとしては、捕獲器以外の方法がないか、ただ今検討しています。

Q 質問

次に、ハブ対策についてです。現在までにハブの捕獲数が平成29年度から頭数86匹と広報に載っています。そして昨年令和3年度だけ55匹と驚くほど増加しています。そのことに関して村はどのように思っているか伺いたいと思います。

A 答弁 高良修一村長

栗国村にハブが定着していると思われるという表現で専門家の方のご意見があります。村民は栗国はハブがいる島だという認識だと思います。専門家のご意見も賜りながら、検討したほうが良いと考えています。

Q 質問

ハブはさみ棒を各クラブに設置して各原が

もし部落内で見つけた時にすぐ対応出来るようにしてはどうですか。

A 答弁 濱川克也

民生課長

各クラブの方に置くように検討してみたいと思います。

Q 質問

ハブは夜行性です。で夜、見かけた時に、すぐクラブの方に行けばさみ棒があつて取った方がいいと思います。使用の際の講習をして、慣れたほうが良いと思います。そしてハブは夜行性で特に夏に活発に活動し草むら、畑に多くいます。夜間などは石垣の側や草むらなどから離れて道を渡り咬傷被害が出る可能性が高いです。子どもたちの部活動帰り、夜道など危

険に感じる箇所、特に字東と西、真つ暗な所があり、子どもたちの通学路も多いと思います。そこで外灯の設置についてどのように考えますか。

A 答弁 高良修一村長

外灯の設置基準につ

きましてはかなり前になりますが、50m単位で各地域にLEDの外灯を設置したところです。皆様のほうからどうしてもここは暗いという所は区長さんを通じて、ご要望があれば検討したいと考えています。しかしながら根本的な解決と致しましては、今

はハブの恐れもありますので、ぜひ各家庭で夜道は懐中電灯を持って歩くという習慣で対応して頂けるのが現実的ではないかと考えます。

Q 質問

確かに懐中電灯持って歩くほうが早いと思いますが、できれば真つ暗な箇所には、村民の意見聞いて外灯を付けてほしいと思います。今回270本のLEDが設置されています。LEDに変えて電気が安くなった分設置してもよいのかと思いますのでぜひ検討していただきたいと思っています。

次に、学校など畑に隣接する公共施設にハブ侵入を防ぐフェンスやネットなどを設置することは検討出来ないか答弁して下さい。

A 答弁 濱川克也

民生課長

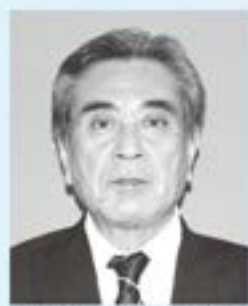
畑に隣接する学校周辺については研究者の方からワイヤーメッシュを巻いて、網を巻い

てという方法もあるというところで、検討していきたいと思っています。

Q 質問

運動場とか侵入しやすい場所など、ぜひ検討して頂きたいと思っています。

地域住民や観光客の安全・安心を確保するためにぜひ皆さんで良いアイデアを出し合つて、検討してほしいと思います。



城間 成弘 議員

村民牧場について

Q 質問

①土地使用料について

筆数1314筆のうち1015筆が未払い

※質問・答弁は要約して掲載しています。

で、その内325筆が今まで一度も支払われていない状況について伺います。事業計画は何年度から行ったのか、作業工程等詳細について伺います。

A 答弁 高良修一 村長

平成7年から8年にかけて、団体指定草地開発整備事業が栗国村厚砂地区牧場の東ブロックのほうで行われていました。平成14年度から15年度には、畜産基盤再編総合整備事業で牧場の西側部分を整備したところです。

Q 質問

未払い筆数の契約書はありますか。

A 答弁 新里親房

経済課長
未払いに関しまして

は、契約相手側にもありますが、施行同意で止まっている場合が主かと思われます。契約書自体の作成はまだ出来上がっていません。

Q 質問

② 使用料畑 1.5円、原野が1円と設定した根拠について伺います。

A 答弁 高良修一 村長

使用料の畑が1.5円、原野が1.1円とした根拠について、当時栗国村農地の賃借料の目安が10アールあたり3,000円前後だったため、それを基にして、そこから事業投資した分を減にし、さらに畑と原野の差を付けて設定しています。

Q 質問

③ 今後そのままの状況で事業を実施していくのか、また未払い使用料についてどうするか伺いたいと思います。

A 答弁 高良修一 村長

村民牧場は、村の雇用の場としても機能しており、以前は活用されていた土地の活用にも繋がっております。当面は事業の継続をしていく所存です。未払いの使用料については、未払い件数の解消に取り組んでいく考えです。

Q 質問

未登録があるのであれば、未登録、相続できるような法的な方法ないですか。今まで土地を借りて使用料を支払わなかったということは

役場は重大な責任あると思います。法的措置が取れるのであれば、そういう方向も説明しながらやったらどうですか。

A 答弁 新里親房

経済課長
実際の土地の支払いに関しては、多くが未相続の状況です。

Q 質問

契約書第12条「甲及び乙は、信義・誠実をもちてこの契約を忠実に履行しなければならない」ということで、契約書にはちゃんとうたわれています。栗国村は地主の方にお金を支払わないと、それは契約違反というかたちになります。

A 答弁 新里親房

経済課長
使用料の支払いが

滞っているのは遺憾な状況ですので、これは速やかに進めてまいります。

Q 質問

今まで一度も支払っていないということ自体、大変大きな問題です。是非しっかりと取り組んでいただきたいと思っています。



上江洲 智章 議員

栗国村美化作業から出る草木について

Q 質問

① 現在の処分方法について伺いたい。

② 処分する場所の確保、処分場の建設等検討しているのか伺いたい

い。

A 答弁 高良修一村長

美化作業から出る草木の処分方法について、主に村有地に仮置きしているところです。処分する方法として環境美化作業から出た草木類、民生課の最終処分場との処理を含めて有効活用できないか調整しているところです。

Q 質問

美化作業がある限り、毎年一定量草木がありますので、牧場近くで草木と牛糞を混ぜ再利用するなどの考えはありますか。

A 答弁 高良修一村長

工場ではなく、小規模なものを牧場で作るのには可能かと思えます。今から再利用という考え

方は大変必要ですので、進めていきたいと思えます。

今後の一周線と新たな土地改良整備事業について

①今後の一周線についての計画、または構想について伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

今後の一周線についての計画、構想についての計画、構想については、以前は県代行事業でございましたが、県代行事業が出来ないということで、村に移管された経緯がありまして、新たに事業化するには用地の買収の見通しが立っていることが前提となります。今計画では土地は710筆ございまして、現時点で92筆の承諾が得られてお

りません。一部の未開通箇所においても承諾が得られれば事業化の予定ですが、まだ全部の承諾が得られてないところです。

Q 質問

地権者交渉、相続問題が一番の課題だと感じています。国、県でいいアイデアはない状況ですか。

A 答弁 新里親房 経済課長

承諾を得られていない中には未交渉が30筆あります。明らかに反対しているところが47筆あります。未交渉部分については急いで交渉したいと思っています。未開通区間が7か所あり、6か所ぐらいが細切れに残り、集落に近い部分は道路としても大事ですの

で優先的に取り組みたいと思います。

Q 質問

一周線が出来た際のメリットは、イベントとしてマラソン大会など、観光客が増えると民宿、ダイビング等経済効果を生みます。地権者交渉をそのまま継続して頑張っていたいただきたいと思っています。

Q 質問

新たな土地改良整備事業計画、または構想について伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

現在新たな整備の計画はございません。

Q 質問

土地改良を行えば自然と道路も整備され、一歩ずつ一周線道路へ近

づき、ハブの生息地域も減り、農地が増えると農家所得向上にもなり、新規就農者が増え、若者がUターンし、人口も増えます。基盤整備が必要という中で土地改良整備を行っていただきたい。しかし、地権者交渉、未相続問題が上がっています。なかなか解決されない問題でしょうか。

A 答弁 高良修一村長

農地法も少しずつ改正されてきました。農業委員会の皆さんと一緒に地権者交渉の関連を積極的に行っていくと思っています。

栗国村へき地保育所について

Q 質問

①令和4年度栗国村へき地保育所児童募集



※質問・答弁は要約して掲載しています。

案内から保育を必要とする理由について、以下のとおり伺いたい。

1—1就労について

専業主婦の方は対象外だと思われるが、令和2、3年度当時に専業主婦の方から1、2歳児を保育所に預けられないかの相談があったか伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

間接的に相談があったと報告を受けています。

Q 質問

1—2妊娠出産について

妊娠中、産前8週までが入所対象とあるが、令和2、3年度までに産前8週前に預かってほしい。また産後8週後も預かってほしいと相談があった

たか伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

産後預かってほしいという相談はあったことと報告を受けております。

Q 質問

栗国村へき地保育所についてですが、例をあげますと、専業主婦の方でも2歳児の子持ちで2人目を妊娠し、つわりが酷い、体調不良が出る、人の手を借りたいが借りられない、気軽に頼る人がいない、母親が地元じゃなければ気軽に頼る人がいないというときに、どうしても頼れるところがあったらいいというところがあるが、そういう相談等間接的にあったとのことですが、こういう事例

があった場合、村としてどういう対応をしているのか伺います。

A 答弁 濱川克也

民生課長

実際間接的にお話がありまして、村としては国、県からの補助金を戴いて運営しています。募集案内のほうで保育を必要とする理由の中で、就労してないと主婦であった場合も、一応国の子育て支援法の制度に基づいて、仕事をしていない主婦については対象じゃないという部分もありまして、一応難しいという判断をしていました。

Q 質問

募集案内に書いているように産前8週前、産後8週後は預かれないと、1番大変な時期なの

で産前はわかります。しかし産後といっても産後8週2カ月、新生児2カ月の子を見ながら2人目の子は保育所に預けたいのですが、仕事をしてない、専業主婦になっっているから家で引き取りなさいなさいといったら、母親は大変苦労します。そういう面を栗国村独自の子育て支援でできないか。

A 答弁 濱川克也

民生課長

前の質問と同じように今後妊娠から出産、子育てまで村内で安心して子どもが産める、子育てができる環境づくりが必要だと思いますので、今後検討して進めていけたらと思っています。

Q 質問

村独自で支援していきけるという方向に向いていけば、今村内に住んでいる方、移住者も増えてくる可能性がります。まず検討し良い方向に考えていってほしいと思います。村長、今までのこのへき地保育所の件について一言何かありましたらよろしくお願いします。

A 答弁 高良修一村長

若い人にとっては子育てがしやすい環境づくりをすることが行政の務めと考えています。専業主婦の皆さんのお子様の保育、そして産後の6週間の預かりの件につきましては、県の方にきちんと補助金をいただいている県、国と調整して、ここは一般財源で独自に行いたいが

支障はないかという最低限のことは確認した上で施策に移りたいと思っています。



山城 雅雄 議員

Q 質問

一般質問を行う前に一言申し上げます。我々、議会議員は具体的な政策の最終決定や行政運営の批判と監視という2つの使命が達成できるよう常に努力しております。昨年は船舶や村営牧場、保育園の返還金、消費税の未納が新聞やテレビ等で報道されました。中でも新聞や村広報で監査委員や議員のチェックが機能していなかったと述べ、我々、議会議員は村内外

の皆様からお叱りを受けておりました。村長は当時行政の身でなかったでしょうか。また広報2月号で「くんねいんユタシク」と書いてあるが、この言葉はどういう言葉でしょうか。

1点目、船舶、牧場消費税加算税延滞税、子どものため教育・保育給付費返還に至った経緯について伺いたい。

2点目、関係職員等の処遇について伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

船舶の消費税関係について、船舶消費税加算税については、平成27年から令和元年にかかる消費税無申告です。

令和3年6月に過去5カ年分を申告納付したことにより生じたものです。

経済課の牧場の件に

ついて、平成元年度消費税導入時の3000万円以上の課税売上げに対して申告が必要だった消費税は、平成15年度の改正で対象が課税売上げ1000万円に引き下げられております。

栗国村民牧場は平成22年度以降の課税売上げから申告の対象になりました。予算化していませんでした。今年度に入り国税に確認したところ、支払う可能性が高いとの回答を得ましたので、税理士事務所に額の算出依頼をし、それをもとに12月補正で計上しました。

民生課の件について、令和2年9月頃、沖縄県子育て支援課の補助金担当者より保育認定を行っていたのかとの確認依頼がありました。平成

27年から30年度までの保育申請内容を確認したところ、子ども・子育て支援法第20条に基づき保育の認定及び支給認定書を交付してないことが判明しました。

子どものための教育保育給付費は家庭において必要な保育を受けることができない方を認定し、その認定した方に交付される補助金のため、既に交付を受けている補助金の実績訂正報告書を提出したところ

です。関係職員の処遇について船舶課の担当職員減給10分の2、5か月。前課長減給10分の1、1か月。現課長、戒告。これは令和4年の3月1日付けでホームページで公表しているところです。

関係職員の処遇について船舶課の担当職員減給10分の2、5か月。前課長減給10分の1、1か月。現課長、戒告。これは令和4年の3月1日付けでホームページで公表しているところです。

Q 質問

なぜそんなに遅くなったのか、その理由を説明してください。

A 答弁 與那城弘明 副村長

遅れた理由としては、消費税問題に関しての懲罰事例等があまりないため調べたり、当時の担当に状況説明を求めたり内容を掌握するために時間を要したためです。

Q 質問

懲罰委員会は何回開催し、何月に結論を決定したか答弁してください。

A 答弁 與那城弘明 副村長

6回開催し、今年の2月10日に決定しました。



※質問・答弁は要約して掲載しています。

Q 質問

村長は議会で、顧問弁護士に相談したいと議会で述べられましたが、何月何日、弁護士のところへ行って、どういう相談をしたのか答弁してください。

A 答弁 高良修一村長

令和3年10月5日に顧問弁護士のところにお伺いしました。住民訴訟があるまでは静観しておきなさいと。そして地方自治法による243条の2の発動の事例については先生の方で調べるということでした。

Q 質問

村長一人で行ったのか、別の人も連れていったのか、どうでしょう。

A 答弁 高良修一村長

私と、船舶課長、総務課長で相談に行っています。

Q 質問

職員へは罰則、村のトップには何の懲罰もないのは、いかがなものかと思いますが答弁して下さい。

A 答弁 高良修一村長

船舶の消費税の未納問題については、私は当時おりません。そして引き継ぎをしたところで発覚したわけです。そういったものをするとすると今後、村長に出てくる人は一人も出てきません。当然、過去の村長のもし過ちが出たら、新しい村長はその責めを負うんだということがまかり通るようでしたら、新しい村長は絶対誕生しないと思います。

Q 質問

村長になる人はいないと村長は言っておりましたが、いっぱいいます村長になる方は。心配しないでください。

次に、牧場消費税についてはいくつ発覚し、支払いはいくらかですか。

A 答弁 新里親房

経済課長

令和3年度入り、5月頃だと記憶しております。平成28年度から令和2年度の5か年で平成28年度84万9100円、平成29年度91万1100円、平成30年度87万6400円、令和元年度143万6800円、令和2年度77万7500円、合計485万900円となります。

Q 質問

はつきり言って、職務怠慢だと思います。村長もしっかりと指導をし、しっかりとやっていただきたい。

次に、子どものための教育・保育給付費返還についてですが、新聞報道にも21年12月10日琉球新報に、「公立保育施設などの運営にかかる子ども・子育て支援制度の負担金を巡り、栗国村は2015年度から4年間で支給した2104万9364円について手続きに不備があつたため」と。手続きの不備というのはどういうことでしょうか。

A 答弁 濱川克也

民生課長

子ども・子育て支援法が平成24年8月22日に公布され、子ども・子育て教育・保育給付制度が27年から開始されました。その中で保育申請内容の確認と保育認定及び支給認定証を交付していない方については補助対象外ということです。

Q 質問

新旧の法律が変わったということですが、それはどの職員の時に発覚したのか。

A 答弁 濱川克也

民生課長

現在の担当で、去年、県の方から認定に対してちょっと疑義があるということと調査してもらえますかということとで、今度調査して、内容に不備がありますというところで、今の担当のほうから話がありました。

【質問】

この新聞報道を見ますと、旧制度から新制度になる間に、そういうことが分からなかったのか。

【答弁】 濱川克也

民生課長

子ども・子育て支援法が平成24年8月に公布されて、27年度から法改正になりました、その分ちよつと分かつていない部分が出まして、その時に指摘を受けたものです。

【質問】

村長は、この中で職員の資質向上に努めたいということ述べておられますが、どういう資質向上に努めたいのか答弁いただきたい。

【答弁】 高良修一村長

先輩は先輩へ教える。後輩は素直に先輩の教えを取り入れる。そして同僚は同類相哀れみで支え合う。そして私どもとしては職員が働きやすい環境と、そして研修等を積極的に取り入れて、そして応分な法整備に向けて法全体の理解度を職員に高めてもらうよう、必要に応じて研修等を行いたいと考えています。

【質問】

次回からいろんな事件が起きた場合には、これは村長に責任をとってもらいますので、よろしくお願いいたします。責任とりますか。

【答弁】 高良修一村長

管理者責任はとらせていただきます。

【質問】

3点目、村長の当時の配属課と職位について伺いたい。

【答弁】 高良修一村長

最初からの経歴をお伝えいたします。平成20年から21年まで会計課長、平成21年2月4日から平成24年の10月末まで経済課長。平成24年の11月1日から28年の3月31日まで総務課長ということです。

【質問】

2番目、税の不納欠損について

令和2年度の決算で、村民税、固定資産税の収入未済額についての徴収状況について伺いたい。

【答弁】 高良修一村長

令和2年度の決算で、村民税、固定資産税

の収入未済額についての徴収状況でございます。村民税が1000円未満を切り捨てしてご報告しますが、調定額が42万7000円の調定で、令和4年度3月1日現在その内16万7000円を徴収し、未納が26万円となっております。徴収率は39%でございます。未納者の内の6名の内2名についての分納契約を交わしております。残り4名につきましては支払い能力等がありま

【質問】

令和2年度決算で、村民税未収額が1368万9525円、固定資産税未収額が1296万5100円となっております。その徴収方法としてはどのように考えていますか。

【答弁】 上原一宏

総務課長

現在、催告書及び通知書を送って、現在、差し押さえしますという通知を出しています。住民税につきましては差押さえの手続きを行って、給与調査、差押さえまで決裁をもらって、通知する段階で本人から収めていただきましたので、実際差押さえには至

※質問・答弁は要約して掲載しています。

ていません。手続きは踏んでいる状態でございます。いろいろ催告する中で、固定資産税につきましても10名が分納相談に応じています。

Q 質問

令和2年度の決算の中で、監査委員から「収入未済額について、納税者の負担の公平と財源確保の観点から収入未済額の実態を把握し、地方税法に定めのある滞納者の財産差押えを含めて、督促や滞納処分等、適切な債権管理を行い、収入未済額の解消と新たな発生防止についても取組みを強化し、また極力不納欠損額の減少を図るよう努められたい」ということでありますが、この件について副村長、どのようにお考えでしょうか。

A 答弁 與那城弘明 副村長

法に則って徴収体制の強化に取り組めます。次年度は1期ごとの徴収体制を強化する必要があると思っています。これまでの納期ごとの区切りを付けながら税政に関する意識を高めていただければ、1年分まとめての支払いをしないで済むような期ごとの体制づくりが必要と考えています。

Q 質問

3番目、健全な財政運営について 財政運営の健全化、新たな歳入財源の確保について伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

財政運営の健全化のために事業を見直し歳出予算を削減すると

ともに新規事業については精選し、優先順位を決めて実施する必要があります。また各特別会計の経営改善を図り、一般会計からの繰出しを抑制する必要があると思います。なお新たな歳入財源については特にありません。

Q 質問

健全な財政運営について、第4次村総合計画の中に、財源の確保について人口減少や老年人口の福祉負担が増大し、本村の財政状況は、これまで以上に厳しくなる想定されます。人口を増やす方法について村長、どうでしょうか。

A 答弁 高良修一村長

若い人が島にたくさん来ることは自然と島が栄えることにつなが

ると考えていますので、積極的に職員の雇用につきましても男女比を考えながら取り組んでまいりたいと考えています。



離島六村議会運営協議会（北大東）

離島六村議会運営協議会は、平成13年より議会運営、経済、教育、文化等の総合的促進を図るため、北大東村、渡嘉敷村、座間味村、南大東村、渡名喜村、粟国村で構成されています。コロナ禍で3年ぶりの開催となり、北大東村で5月19、20日に研修が開催され、本村議員が参加しました。



1 南大東漁港（北大東地区）平成20年から着工し平成31年2月に完成。岩盤掘り込み式漁港。クレーンによる漁船のつり上げ、降ろしをせず、何時でも出入港できるようになり、2020年には漁獲量は3倍に増え、水産業振興、観光にも大きな役割を果たしている。



2 北大東養殖施設 アワビ・ヒラメの陸上養殖を行っている。2019年には初の人工授精によるアワビの稚貝の生育にも成功している。アワビはオイル漬けなどの商品化がされ、貝殻はアクセサリや工芸材料として活用されている。ヒラメも大手スーパーへ出荷されている。



3 月桃加工施設 大東産月桃を使い、化粧水、消臭剤などを製造している。粉末にした葉は加工品やお茶に、その他の部分は肥料として余すことなく活用している。



4 灌漑排水事業 サトウキビ生産高23,176千t、馬鈴薯生産量28.6t、かぼちゃ生産量105.2t
農業農村整備状況面整備状況 整備済面積543ha
97%、水源整備状況 供用含む整備率76%



5 研修会 沖縄県町村議会議長会石垣氏を講師に迎え、議会運営事例について研修を行った。

議会の動き

3月	3日	議会運営委員会
	8日～10日	令和4年第2回粟国村議会定例会
	12日	粟国小中学校卒業式(議長)
4月	8日	粟国小中学校入学式(議長)
	21日	南部離島町村長議長連絡協議会定例会(議長)
	22日	沖縄振興拡大会議(議長)
	28日	全員協議会
5月	16日	南部地区市町村議会議長会臨時総会(議長) 県土木建築部との行政懇談会(議長)
	19日～20日	離島六村議会運営協議会 北大東



離島六村議会運営協議会(北大東)

表紙の題字と写真をお寄せください

題字(議会だより)と写真を募集しています。

連絡先: 議会事務局

電話: 988-2222 FAX: 988-2281

Mail: gikai@vill.aguni.okinawa.jp



議会傍聴について

6月定例会は、6月14日(火)開会予定です。

粟国村ホームページ、インフォメーションに粟国村議会・粟国村議会だよりを掲載していますのでご覧ください。

【編集後記】

5月19日、20日の1泊2日で、北大東村が開催する離島六村議会運営協議会へ参加しました。約10年前にも北大東村の研修に参加しましたが、その際は様々な施設の工事中でありましたが、漁港、養殖、農業基盤整備などが整えられ、島外からも若い方が就業し、農業、漁業でも専業で生活ができるようになっていました。その結果、若い世代が多く島に移住し、様々な産業分野を担う人材がしっかりと育成されていました。離島で抱える問題は共通のものです。これからはお互いの島を視察し、いいものはまねて、取り入れて活力ある島づくりの一助としていきたいと思っています。

議会広報調査特別委員会
委員長 城間 成弘
副委員長 赤嶺 眞知子
委員 小橋川 聡